

# カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う 補助事業者の募集についての公示

令和8年3月12日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う補助事業者の募集について公示します。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業

### (2) 事業の目的

2050年カーボンニュートラル、2030年度における温室効果ガス46%削減（2013年度比）など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、住宅・建築物分野においても、さらなる省エネの推進が求められている。令和7年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画等では、「2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すとの目標を掲げており、（中略）住宅・建築物における省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する」とされた。

これらの状況を踏まえ、2030年度までには義務の対象となる省エネ基準の引き上げを目指すこととしており、その施行にあたり、社会・経済に大きな影響・混乱を生じないようにするためには、施主、買主、設計者、施工者、販売者等、新築住宅・建築物に関わる全ての主体において、制度を理解するとともに省エネ基準等の専門的分野についても習熟することが必要である。

また、「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」にて令和7年4月に「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」を策定した。基本構想では、建築物のライフサイクルアセスメント（以下「建築物LCCO<sub>2</sub>評価」という。）を通じて、建築主、設計者や施工者などの建築物の生産に直接関わる主体（以下「建築生産者」という。）および建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体（以下「建材製造等事業者」という。）が可能な限り早急に脱炭素化の取組を進めることが必要であり、建築生産者や建材製造等事業者の準備に要する期間を考慮した上で、2028年度を目途に建築物LCCO<sub>2</sub>評価の実施を促す制度の開始を目指すこととしている。

このため、本事業では、政府目標に掲げる義務基準の引上げのための環境整備、および建築物LCCO<sub>2</sub>評価の実施を促す制度を円滑に施行するための環境整備を目的とする。

※本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、契約締結時期、業務内容等の変更が生じる場合があります。

### (3) 事業内容

- ① 省エネ基準・計算方法、設計・施工方法等に係る講習・実地訓練
- ② 住宅・建築物の省エネ性能の表示制度の運用に係る課題分析、評価員・建築物省エネ法の適合性判定員の育成支援に関する事業
- ③ 住宅・建築物の省エネ性能の表示に係る第三者評価の取得促進に関する事業
- ④ 省エネ改修等の積極的周知啓発・働きかけに対する支援を実施する事業
- ⑤ 建築確認における審査省略制度の見直し等に伴う積極的周知啓発や審査・検査体制の確保に関する事業
- ⑥ ライフサイクルカーボンの削減に向けた取組に関する周知啓発や人材育成等に対する支援事業
- ⑦ ①～⑥の周知・広報事業の全体調整や実績管理等のサポートの実施に関する事業

(テーマの例)

- (ア) 住宅・建築物の省エネ性能の実態調査及び整備
- (イ) テキスト・解説動画、周知ツールの作成等の整備
- (ウ) 各種メディア・広告媒体等を活用した制度情報等の発信・調査
- (エ) 制度・省エネ基準、設計・工事管理等に係るサポート・情報提供窓口
- (オ) 表示制度・基準等に係る情報提供等による支援

※上記①～⑦のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年4月上旬 ～ 令和9年3月31日

### (5) 補助対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力（建築物省エネ法、住宅・建築物の省エネ関連制度又は建築基準制度に関する詳細な知識等）を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

### (6) 補助金の額

定額とする。

## 2. 手続き等

### (1) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間：

令和8年3月12日(木)～令和8年3月26日(木)18時00分

#### ② 場所：下記担当部局

#### ③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

### (2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

#### ① 提出期限

令和8年3月26日(木)18時00分まで(必着)

#### ② 場所：下記担当部局

#### ③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

#### ④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後10年間保存すること。

・着信を確認すること。

・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」 「Microsoft Word」 「Microsoft Excel」

「Adobe Acrobat Reader」

(これ以外での提出は無効)

### (3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 佐久間

電話：03-5253-8111(内線 39-437)

電子メール：sakuma-r2ww@mlit.go.jp

## 3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

#### 4. 留意事項

##### (1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

##### (2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

##### (3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等\*からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
  - ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
  - ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- ※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

##### (4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。